

# 東京都緊急事態措置に関する情報 (抜粋)

## 1 基本的に休止を要請する施設(特措法施行令第 11 条に該当するもの)

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	

## 2 施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	

## 3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設(※)	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	

### このページに関するお問い合わせ

《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》

電話番号: 03-5388-0567

開設時間: 9時から19時まで(土日祝日含む毎日)

※おかけ間違いにご注意ください。